第六条の二十三第二項	法第十八条の十四後段	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十四後段
第六条の二十六第一項	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の九第一項
第六条の二十八	令第十一条	特区法施行令第九条において準用する令第十一条
第六条の二十九	令第十一条	特区法施行令第九条において準用する令第十一条
	令第十二条	特区法施行令第八条
	令第十四条	特区法施行令第九条において準用する令第十四条
第六条の三十	法第十八条の十八第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の十八第一項
第六条の三十第三号	法第十八条の六各号のいずれに該当するかの別及び当該要件に該当するに至つた	特区法第十二条の五第五項の規定により国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有することとなつた
第六条の三十第四号	法第十八条の二十の二第一項	特区法第十二条の五第八項において準用する法第十八条の二十の二第一項
第六条の三十三の二	令第十七条第二項	特区法施行令第九条において準用する令第十七条第二項
第六条の三十三の二	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十一の規定による機構保存本人確認情報	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十から第三十条の十二までの規定による機構保存本人確認情報
第六条の三十四	登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第六条の三十四第二号及び第六条の三十四の二	法第十八条の五各号	特区法第十二条の五第四項各号